

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
地域福祉活動支援事業 実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(以下「本会」という。)が地域福祉の一層の推進を図ることを目的に、地域の課題解決や生き活きとした地域づくりに取り組む活動に係る経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものである。

(助成の交付対象)

第2条 この助成金の交付対象は、次に掲げるグループおよび団体(NPO法人、社会福祉法人等、営利を目的としない団体)とする。

(1) 神奈川県内に拠点を置くセルフヘルプ・グループ(当事者団体)、地域福祉活動に取り組むボランティアグループ及び事業団体等

(2) 神奈川県内の市町村社会福祉協議会やそれを構成員とする実行委員会等

2 前項のグループおよび団体であっても、次に該当する場合は対象から除くものとする。

(1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と関係すると認められるグループおよび団体

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするグループおよび団体

(3) 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするグループおよび団体

(4) 特定の公職の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者または政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするグループおよび団体

(5) 過去に本要綱に基づく助成の交付を受けた際、正当な理由なく必要な手続きを行わなかったあるいは虚偽等の不正行為を行った年度の翌年度以降5年間を経過しないグループおよび団体

(6) 本要綱に基づく助成の公布を3年間連続して受け、最終年度の翌年度以降1年間を経過しないグループおよび団体

(7) その他、実質的に同一のグループおよび団体であり前号の規定に該当する等、適当でないと本会会長が認めたグループおよび団体

(助成区分及び金額等)

第3条 助成の区分は次のとおりとする。

(1) 一般助成

第4条に規定する活動に取り組むグループおよび団体に対する助成。

(2) 協働モデル助成

第4条に規定する活動で、本会の重点事業等との関連性が高く、地域福祉の向上に寄与する活動に取り組むグループおよび団体に対する助成。

なお、この助成において協働とは次のとおりとする。

①主たる実施主体は、助成の交付対象となったグループおよび団体とし、自らが有する専門性やネットワーク等を発揮しながら活動にあたるものとする。

②本会は、交付対象となったグループおよび団体が行う活動に協力し、かつ活動の進捗等に応じて必要な確認、提案等を行う。

③活動のテーマは本会が別に定める。

2 助成金額は次のとおりとする。

(1) 一般助成

対象経費総額の5分の4以内、かつ20万円を上限とする。

(2) 協働モデル助成

対象経費総額の5分の4以内、かつ200万円を上限とする。

(対象となる活動)

第4条 第2条に規定するグループおよび団体が行うもので、次の内容に該当する活動とする。

(1) 地域福祉ニーズ(課題)に対応する先駆的な活動

多様化する福祉問題における福祉ニーズや、新たな地域課題に焦点を当てた先駆的かつ先行事例の少ないもので、解決に向けて先駆的に取り組む活動。

(2) 広域的かつ公益性の高い活動

参加者や対象者が特定地域に限定されず、県域全体もしくは複数市町村に及ぶ広域的かつ公益性の高い活動。ただし、単独市町村域における活動でも他地域に波及効果が高いと認められる場合は可とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象経費は、申請する事業に直接必要となる経費で、別表1のとおりとする。

(申請)

第6条 この助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに添付資料を添えて本会会長に提出するものとする。

(1) 地域福祉活動支援事業(一般助成)申請書(第1号様式)

(2) 地域福祉活動支援事業(協働モデル助成)提案書(第2号様式)

2 同一内容の事業を一般助成、協働モデル助成に重複して申請することはできないものとする。

3 申請は1団体につき1事業とする。

(審査および決定)

第7条 助成にあたっては、本会に設置する社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会助成事業等審査・検討委員会(以下「委員会」という。)の審査に付したうえ、本会会長が決定する。

ただし、委員会の審査に先立ち、本会担当部所は申請された内容が第4条に定める活動に合致しているかを確認し、必要に応じ、申請者と内容について調整することができるものとする。

2 助成の対象期間は、毎年度4月1日～3月31日までとする。また、同一のグループおよび団体に対する助成は連続した3年間を限度とする。

3 協働モデル助成については、書類審査による一次審査ののちプレゼンテーションによる二次審査を行う。

4 助成の決定にあたっては、審査結果や当該年度の予算額等により申請金額を減額することができるものとする。

(変更等)

第8条 助成事業の内容を変更、又は事業を中止しようとする場合は、速やかに次に掲げる書類を本会会長に提出しなければならない。

(1) 地域福祉活動支援事業(一般助成)変更(中止)申請書(第3号様式)

(2) 地域福祉活動支援事業(協働モデル助成)変更(中止)申請書(第4号様式)

(交付条件)

第9条 助成金交付決定の際には、次の条件を付するものとする。

(1) 助成事業の内容を変更、又は事業を中止しようとする場合は、速やかに本会会長の承認を受けなければならない。

(2) 助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに本会会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 事業終了後は実績報告を行わなければならない。また、事業の実施中であっても、本会の求めに応じ、適宜、報告をしなければならないものとする。

(4) 助成事業の実施にあたっては、この助成金を得ている旨を明示しなければならない。

(5) 第7条の規定により決定した協働モデル助成実施団体等は、本会と協議し、事業実施にあたっての基本的事項や役割分担等を取り決め、協議書を取り交わすこととする。

(助成金の返還)

第10条 助成金の交付を受けたものが前条に規定する交付条件に違反したとき、又は助成事業の執行が不相当と認められたとき、本会会長はこの助成金の交付決定の全部もしくは一部を取消

し、又はすでに交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができるものとする。

(経理)

第11条 助成金の交付を受けたものは、助成額を予算及び決算に計上し、収支を明らかにしなければならない。

(書類の整備)

第12条 助成金の交付を受けたものは、助成事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を5年間整備保管しておかなければならない。

(事業報告)

第13条 助成金の交付を受けたものは、事業の対象となる年度終了後、予め定めた期限までに次に掲げる書類を、本会会長に提出するものとする。

(1) 地域福祉活動支援事業(一般助成)報告書(第5号様式)

(2) 地域福祉活動支援事業(協働モデル助成)報告書(第6号様式)

(3) 地域福祉活動支援事業(協働モデル助成)中間報告書(第7号様式)※単年度毎に提出のこと

2 本会は、協働モデル事業終了後に事業の分析・評価を行うものとする。

3 本会は助成金を交付した団体の名称、代表者氏名、実施した事業の概要および成果等を公表するものとする。

(調査)

第14条 本会は、必要に応じて助成事業の進捗状況等について調査を行い、その結果を委員会で報告することができる。また、助成金の交付を受けたものに、委員会、報告会等で報告を求めることができる。

(その他)

第15条 申請、報告等に要する経費は、申請者の負担とする。

2 提出された書類の返却は行わない。

附 則

1 この要綱は、平成26年12月16日より施行する。

2 地域福祉(ともしび)推進助成金実施要綱、地域福祉コミュニティ構築支援助成事業実施要領、市町村ともしび運動推進事業助成金交付要綱は廃止する。

3 この要綱は、平成28年8月29日より施行する。

4 この要綱は、平成29年11月1日より施行する。

5 この要綱は、平成30年4月11日より施行する。

6 この要綱は、令和2年10月1日より施行する。但し、令和2年9月30日以前に申請を受け付けた事業の実施については、なお従前の例による。

7 この要綱は、令和7年2月28日より施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

科目	対象
諸謝金 (※1)	講師等への謝礼
旅費交通費	講師等の交通費実費、構成員等の活動にかかる交通費実費
消耗器具備品費	印刷用紙、文房具等
印刷製本費	資料印刷経費等
会議費 (※1)	研修会講師等のお茶代等
通信運搬費	切手、郵送料、宅配料等
保険料	傷害保険料等
手数料	送金手数料等
賃借料	会場使用料等
人件費 (※2)	協働モデル助成のみ適用

- ・上記に当てはまる場合でも、介護保険法または障害者総合支援法に基づいて実施する事業等と重複する経費、行政または他民間団体からの助成・委託事業等と重複する経費は対象外とする。
- ・(※1) 諸謝金、会議費については、外部講師等の招請に係るもので、申請団体の構成員等に対するものは除く。
- ・(※2) 人件費は、助成金額の 30%を目安に申請することができる。交付する助成金額は、活動の内容等を総合的に勘案して委員会が決定する。ただし、役員報酬、助成事業に従事しない者の賃金、他の業務と区分ができない賃金は対象外とする。